

# 福島第一原子力発電所における 被ばく線量管理の概要について

2025年6月6日

---

東京電力ホールディングス株式会社

## 1. 福島第一原子力発電所における被ばく線量管理の概要

---

被ばく線量管理は、「作業線量管理」と「個人線量管理」の2つに大別される

### ○作業線量管理

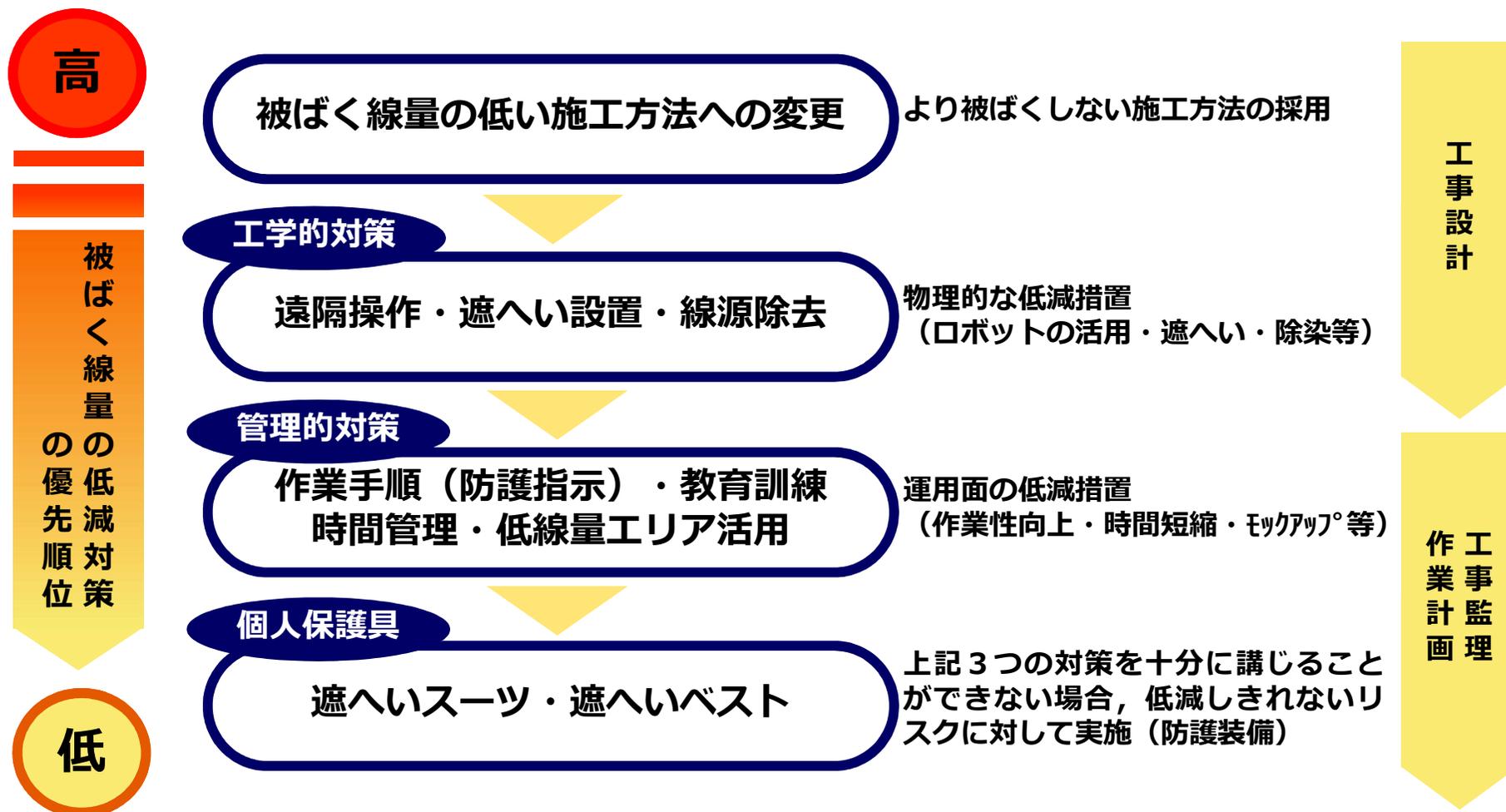
- ・ 総線量の高い作業については、ALARA会議にて、工学的対策や管理的対策等のレビューを行い、線量の最適化を図る
- ・ 全ての作業について、計画線量【個人の被ばく線量（当該作業全体や年度単位、1日における被ばく線量）、作業の総線量（年度単位や作業ステップ単位）】、被ばく低減対策及び防護措置などの放射線管理計画を立案し、これに基づき日々の作業管理を行う

### ○個人線量管理

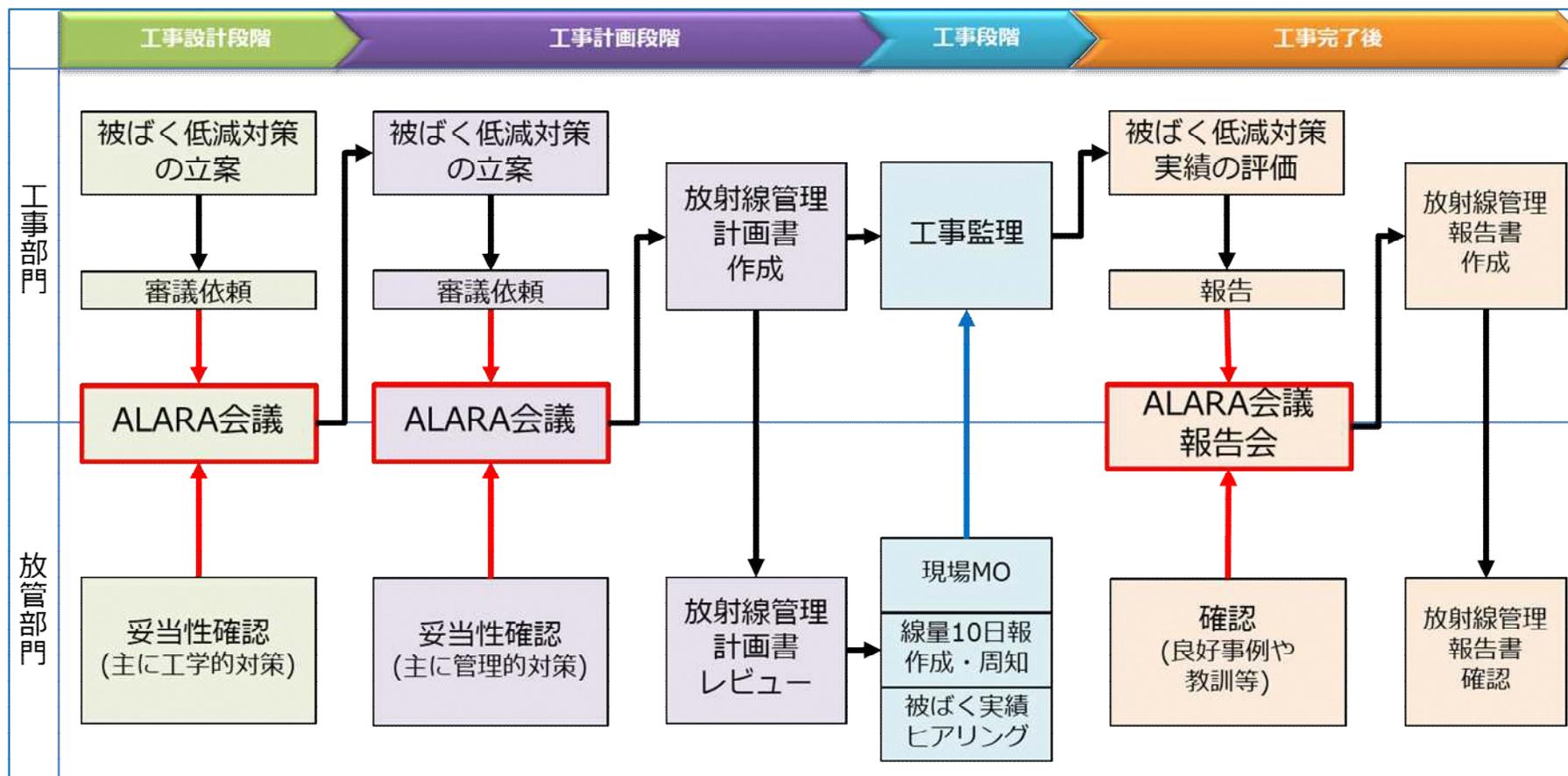
- ・ 単一作業又は複数の作業における、個人の被ばく線量を日々確認
- ・ 個人の被ばく線量が法令に定める線量限度を超えないよう、年間の被ばく線量が12mSvや18mSvを超えるおそれのある場合は、個別に線量管理計画を立案し、これに基づき日々の個人の被ばく線量を管理する
- ・ 尚、2024年度に従事実績のある11,909名のうち、12mSv超えは510名、18mSv越えは0名であった

## 《参考》被ばく低減対策適用の基本的考え方

放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、被ばくリスクの低減対策は、以下の優先順位で実施する。



## 2. 作業線量管理の概要



### ALARA会議開催基準

- 以下の条件に該当するおそれのある工事件名に対し、ALARA会議を開催する。
  - ①作業の総線量が250人・mSvを超過するおそれのある件名
  - ②実効線量が12mSv/年度を超過するおそれのある件名
  - ③眼の水晶体の等価線量が12mSv/年度を超過するおそれのある件名

## 4. 個人線量管理の概要

個人線量は、実効線量または眼の水晶体等価線量において、下記の区分により上限値20mSv/年度を超えないよう管理している。

	年度線量値	管理内容	備考
上限値	20mSv/年	—	—
目標値	18mSv/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効線量または眼の水晶体等価線量において、18mSv/年を超えて業務に従事する場合、「上限値」である20mSv/年を超過しない範囲で線量の管理計画を策定し、発電所長の承認を得る。</li> <li>・予期せず超過した場合は、放射線業務従事者の解除等を考慮する。</li> </ul>	個人線量管理における妥当性を発電所長の参加するALARA会議にて審議する。
確認線量	12mSv/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効線量または眼の水晶体等価線量において、年度中の作業実績線量が12mSv/年度を超えたことを確認した場合、または超えることが予想された時点で、工事部門にて「目標値」を超過しない範囲で個人線量管理計画※を作成し、放射線管理部門のレビューを受ける。</li> </ul>	単独の作業件名において、個人線量が12mSv/年度を超過することが計画された場合、対象の作業件名について、ALARA会議にて妥当性を審議する。

※対象者の個人線量に対する管理方針や被ばく低減策、個人毎の月別の被ばく線量の計画